

原料米価格高騰の影響を受ける 米加工品製造事業者を支援します！

— 令和7年度 米加工品製造業緊急支援事業費補助金 —

米加工品（※）を製造する食品製造事業者が行う商品改良や販路拡大、及びそれらに関連する製造機器・設備購入等に要する経費を助成します。

※ 「米加工品」とは…

米又は米粉、米穀をひき割りしたもの、ミール、米粉調製品（もち粉調製品を含む）、米菓生地若しくは米こうじ等の中間原材料（以下「米等」という。）を直接原材料として使用する加工食品のこと

補助対象の取組の例示

以下の取組の組み合わせにより、米加工品の販売額を増加させる、原料米価格高騰分を商品価格に転嫁するなど、今後の収益構造の改善を図るための取組

- 商品を小分け・個包装化したい
- 加工方法等を見直して新商品として販売したい。
- 商品改良により、賞味期限を延ばしたい。
- 商品ラベルやパッケージを変更したい。
- 新たな販路開拓のために商談会に出展したい。
- ECサイトを新設又はECモールに出店したい。

<上記に付随する製造機器等の購入や広告宣伝>

- ・ 変更後のラベルを効率的に貼るラベラーの購入
- ・ 変更後の加工に必要な急速凍結機や冷蔵庫の購入
- ・ 新商品販売のためECサイトに誘導するWeb広告

補助対象外の取組の例示

以下のような取組については、本補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。

- × 冷蔵庫やボイラーの買い換え等の、単なる機器・設備の更新
- × 食品製造のためではなく、対面小売販売のための機器・設備の購入
- × 既存商品に関する単なるWEB広告
- × 米加工品以外の商品に関する商品改良・開発や販路拡大の取組

1 補助対象者

以下の要件を全て満たす方が対象です。

- ① 中小企業者（みなし大企業を除く）のうち、食品製造業、または清涼飲料製造業、酒類製造業、茶・コーヒー製造業、製氷業を営む者であること
- ② 県内に主たる拠点を有し、かつ1年以上の事業実績があること
- ③ 自社で米加工品を製造していること
- ④ 原材料としての米等の継続的な購入実績があること
- ⑤ 米について継続的な販売実績（④の購入実績を上回る販売実績をいう。）がないこと

2 補助率等

補 助 率	補助上限額	補助下限額	事 業 期 間
4 / 5 以内	3 2 0 万円	5 0 万円	令和8年2月27日まで

3 募集期間

- ・ 2回目募集期間： 令和7年8月6日（水）～令和7年9月5日（金）必着
- ※ 2回目募集期間中の申請状況に応じ、3回目の募集も予定しています。3回目募集の詳細は、改めてお知らせします。

対象経費、申請方法等は、裏面をご確認ください！

4 補助対象経費

①商品改良、販路拡大等に係る経費（補助対象経費全体の1／5以上）	(1) 商品改良・開発やパッケージの見直しに係る経費（試作費、パッケージ変更費、ラベルデザイン費等） (2) 商談会、展示会、ECサイト販売等への出展経費（商談会出店費、販促資材作成費、旅費等） (3) その他価格高騰に対応するために必要な経費（（1）以外の、商品の生産コストとすべき経費は対象外）等
②上記に付随する経費（補助対象経費全体の4／5以内）	(1) 製造機器・設備の購入費、運搬費、設置費（撤去処分費は除く）、試運転費等 (2) 広告掲出費（改良・開発した商品に係るものに限る。）

※ 補助対象経費は、以下の点に御留意ください。

- ・ 「②上記に付随する経費」が、補助対象経費全体（①+②）の4／5を超える場合、当該超えた部分は、補助対象経費には含まれません。
- ・ 原材料やパッケージの変更等の商品改良や商談会の出展、ECサイトの立ち上げ等の販路拡大などに付随する製造機器・設備の購入に限り、補助対象とします。
- ・ 汎用性があり、目的外使用になり得る機器等（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機等デジタル機器や、文書作成ソフトウェアなど）の購入費は対象外です。

5 採択申請方法

- ・ 以下①～⑤の採択申請書類を、以下の提出方法により、以下の申請先までご提出ください。

【申請書類】 ① 採択申請書（事業等実施計画書、誓約書を含む）

② 直近2期分の財務諸表（個人事業主の場合は、確定申告書）

（貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書）

③ 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は、住民票の写し）

④ 会社案内等会社の概要が分かるもの

⑤ 事業計画書内の対象経費の積算根拠となる参考見積書

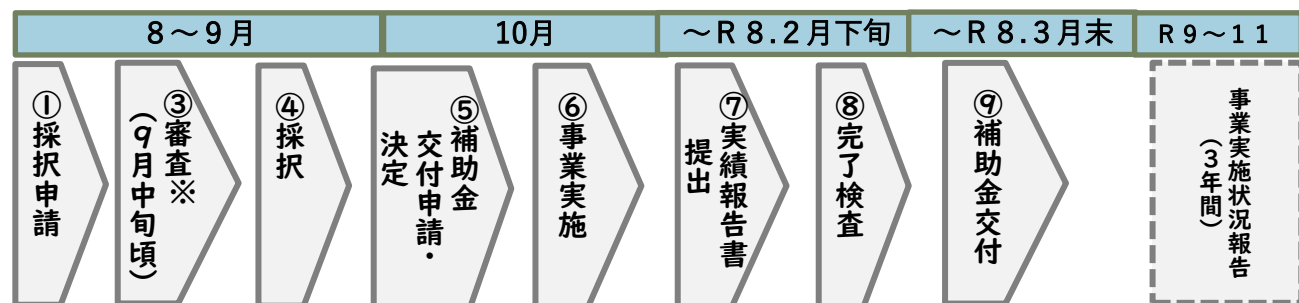
【提出方法】 メール又は郵送、手渡し

※ 到達確認のため、書類提出後は電話にて連絡ください。

<注意事項>

- ・ 申請手続の詳細は、以下の要領・要項をご確認ください。
 - 米加工品製造業緊急支援事業費補助金実施要領
 - 米加工品製造業緊急支援事業費補助金募集要項

6 スケジュール（2回目募集に係るもの）



※ 提出された採択申請書等の内容に関して、書類審査を行います。

7 申請先・お問合せ先

秋田県 観光文化スポーツ部 食のあきた推進課 食品工業チーム

〒010-8572 秋田市山王三丁目1-1 県庁第二庁舎6階

TEL：018-860-2224 FAX：018-860-3878 E-MAIL shokusan@pref.akita.lg.jp